計量証明事業 登録関係手続き 書類一覧表・手数料表

	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		登録申請書記載事項に変更があったとき B スプロスター											_,			
		事業を行								事業の承継				_ 登 録	登録	事業	事業
	事項			法人		事業	住居	使用	計量				証	簿謄	水を 廃	業規定	
	事 塩	行 お		の		所	表	特	士	譲	相	合	分	の再	本交) 止	に
		う	名称	代表	 	の所	示(定計	又は					交付	付	した	変更
		うとす	'	者	人	在	住	量	主	渡	続	併	割	を	閲覧	と	更 が
				の氏	は 本	地	所等	器	任計	1/又	/IVL	וע	□1	受け) 請	き	あっ
		るとき		名	社		変更)		量					る	求		た
	提 出 書 類	き			地		更		者					とき	する		とき
		Α												2	るとき		2
														С	D	Е	F
1	事業登録申請書(様式第60) A			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>										
1 2	事業登録申請書(様式第60) A 記載事項変更届(様式第61) B	0	\bigcirc	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3	事業譲渡証明書(様式第56)									0							
4	事業承継同意証明書(様式第57)										0						
5	又は相続証明書(様式第58)																
6 7	事業承継証明書(様式第58の2) 登録証再交付申請書(様式第62) C												0	\bigcirc			
8	登錄簿謄本交付(閲覧)請求書(様式第63) D														\bigcirc		
9	事業廃止届(様式第59) E															0	
10	事業規程届出書(様式第61の2)	0%															
11	事業規程変更届出書(様式61の3) F																\bigcirc
	誓約書	0	\circ	0)	0	0	0				
	事業所付近の見取図	0				0				0							
	事業所内の平面図(配置図) 登記簿謄本又は登記事項証明書	0	-			0		0		0							
	登記傳播本文は登記事項証明書 (個人は住民票)	0	0	0	0					0	0	0	0				
	戸籍謄本										0						
	住居表示変更証明書						0										
	計量設備の検定等成績書	0						0									
	又は検定済証等の写し																
22	計量士登録証又は主任計量者 試験合格通知(証)の写し	0							0								
	計量証明事業登録証		0		0	0	0			0	0	0	0	\circ		0	
24	事業規程	0%															0
	イギが / 同 中 コ テ / ボ ・ ロ / 1 ー ハ エ ー / ! ハ											<u></u>			3		
25	手数料(県収入証紙を貼付又は電子納付)	1	2		2	2				(2)	(2)	2	(2)	2	4		
		ll	I	I	I	l	l		l	l					$\overline{}$		i I

- ※ 事業規程届出書は事業登録終了後に提出すること。(様式第61の2)
- ・ 提出書類は正1通。登記簿謄本・住民票等も正1通(コピー不可)とする。
- ・ 手数料を兵庫県収入証紙購入の場合は、申請書又は届出書に貼付。電子納付の場合は、納付手続き後に 配信されるメールに記載されている電子納付番号(Nから始まる8桁の番号)を、証紙貼付欄に記載。
- ・ 市町合併、区画整備等で住所が変更となった場合、住居表示変更証明書等において変更可能(手数料不要)

[計量証明登録関係手数料]兵庫県条例第12号

(計 三 版) 1						
手数料名	手 数	料 額	様式			
①計量証明事業登録申請手数料	① 1件につき	53,800円	第60(表のA)			
②計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料	② 1件につき	1,750円	第62(表のC)			
③計量証明事業登録簿の謄本交付手数料	1枚につき	760円	第63(表のD)			
④計量証明事業登録簿閲覧手数料	1回につき	370円	第03(衣のD)			

(注)条例の改正により、手数料額が変更されることがあります。